



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウム記録 : ドメスティック・バイオレンスのメカニズム
Citation	応用倫理, 2, 41-70
Issue Date	2009-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51828
Type	other
File Information	05_sympo_oyorinri_no2.pdf



シンポジウム記録 ドメスティック・バイオレンスのメカニズム¹

近藤恵子・小島妙子・小西聖子・蔵田伸雄

パネリスト 近藤恵子（NPO 法人 女のスペース・おん代表理事）

小島妙子（仙台弁護士会所属弁護士）

小西聖子（武蔵野大学大学院教授）

司会・編集 蔵田伸雄（北海道大学大学院教授）

第 I 部

蔵田伸雄（北海道大学）

それでは、本日のシンポジウムの意図について簡単にお話させていただきます。

本日は、パネリストとして NPO 法人 女のスペース・おん代表理事の近藤恵子さん、仙台弁護士会所属弁護士の小島妙子さん、武蔵野大学大学院教授の小西聖子さんのお三方にお話していただきます。まず近藤さんからは相談とシェルターの現場の立場から、小島さんには法と被害者保護の立場から、小西さんからは医療と被害者のケアの立場からお話していただきます。お三方が現場で直面している問題について、具体的なお話を頂けるものと考えております。

近藤さんはシェルターとしてよく知られている「NPO 法人 女のスペース・おん」代表理事を務めていらっしゃいます。「女のスペース・おん」は 1993 年 4 月に開設され、女性のためのネットワーク事務所として、当事者性を重視したドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談業務を中心に活動を進めておられます。「おん」は 2001 年 12 月には、NPO 法人になりました。

小島さんは仙台弁護士会所属の弁護士でこの問題に関する著書や論文も多数ある方です。著書には、信山社から出版された『ドメスティック・バイオレンスの法——アメリカ法と日本法の挑戦』という、アメリカと日本の DV に関連する法律の比較に関するものがあります。ほかに、共著書として『ジェンダーと法』、また、アメリカの法哲学者ロナルド・ドゥオーキンの『ライフズ・ドミニオン』の翻訳もなさっております。

小西さんは武蔵野大学人間関係学部教授で、臨床心理士、精神科医、医学博士でいらっしゃいます。小西さんには『ドメスティック・バイオレンス』『犯罪被害者の心の傷』など多くの関連す

1 本稿は 2009 年 1 月 28 日に北海道大学人文社会科学総合教育研究棟（W103 室）で開催された、北海道大学「ジェンダーに関する研究教育体制整備検討ワーキンググループ」主催のシンポジウム「性差研究の作る道／DV のメカニズム」をまとめたものである。本稿は当日の議論の記録であるが、読みやすさを考慮して多少再構成している。また被害者のプライバシーなどを考慮して大幅に手を加えた箇所もある。本稿の最終的な編集責任は蔵田にある。

るご著書、ご論文があります。犯罪被害者あるいは虐待に遭っているバタードウーマン（battered woman 殴られる女性）のケアの経験が豊富な先生です。

まず簡単に私から基本的な用語の説明などをさせていただきます。

「DV」というのは、英語の Domestic Violence の略称です。直訳すると「家庭内暴力」ですが、多くの場合は「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から、女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されています。数から言えば、男性から女性への暴力が圧倒的に多いのですが、女性から男性への暴力もあります。父親から子供への暴力といった、親子間の暴力もあります。結婚しているカップルだけではなくて事実婚カップル、あるいは同棲カップル間での暴力のみならず、最近では「デートDV」などと呼ばれていますが、学生の間に多い恋人同士の暴力も含めて理解されています。

この問題について詳しい方は「レノア・ウォーカーのサイクル」をご存じだと思います。これはドメスティック・バイオレンスの場合、常に暴力的な行為がなされるわけではなく、「爆発期」「ハネムーン期」「緊張形成期」が繰り返される、というものです。日ごろは非常に仲がよく、男性も優しい。しかしだんだん緊張関係が高まってきて、とげとげしい言葉が投げ掛けられる。やがて男性が爆発し、非常に激しい暴力が振るわれる——これが繰り返されるというものです。かなり図式化した理解で、この説にはいろいろな批判もあるのですが、DV問題についてあまり詳しくない方はこのようなイメージを抱いていただければ、具体的な状況が理解しやすくなると思います。

DVに関連する法律としては、「DV防止法」と言われている「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、2001年に施行されました²。この法律では、配偶者からの暴力が、犯罪となり得る行為をも含む重大な人権侵害であると位置付けられ、国及び地方自治体は夫婦間の暴力防止と被害者保護の責務を有する、とされています。この法律の主な規定の一つに裁判所からの「保護命令」があります。配偶者から暴力を受けたことを裁判所に申し立てると、裁判所は加害者に対して保護命令を発令できる。つまりつきまといを禁止し、退去命令なども出すことができるのです。さらに、「相談」や「一時保護」を行える「相談支援センター」の設置が定められています。この法律についてはいろいろな問題点も指摘されていたので、2004年、2007年には法律の一部が改正されました。2007年の改正では、それまで身体に対する暴力に対象が限られていたのが、脅迫を受けた場合にも申し立てができるようになり、つきまといや近辺での徘徊だけではなく、無言電話、連続電話、Eメールの送付、わいせつな文書の送付なども禁止されました。

このように法律の改正もなされたのですが、現状ではドメスティック・バイオレンスの被害はなくなりません。しかも、ドメスティック・バイオレンスという言葉そのものは広く用いられようになりましたが、この問題に関心がない人はまったく関心がない。このような状態で膠着しているのが現状です。今回のシンポジウムでは、そのような現状を見据えつつ、現場で実際に何が起きているのか、そして未来に向けて何ができるのか、そのようなことを議論していきたいと考えています。

それでは、近藤恵子さん、小島妙子さん、小西聖子さんの順番で、お話していただきます。最初に、「女のスペース・おん」代表理事の近藤恵子さんからお話を伺います。

2 50頁参照。

近藤 恵子 (NPO 法人 女のスペース・おん代表理事)

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました近藤と申します。「女性の人権ネットワーク事務所」である、札幌の「女のスペース・おん」というところで長く仕事をしてまいりました。民間シェルターの運営もやっており、今は全国 70 カ所近いお仲間をつないでいる全国女性シェルターネットワークの仕事もさせていただいております。

まず私が現場で直面している具体的な課題を中心にお話させていただきます。私が『法律のひろば』に書いたものを資料として皆さんのお手元に配ってありますが、最初に「ドメスティック・バイオレンスの犯罪構造と実態」についてお話させていただきます。

内閣府の実態調査の結果、この社会の中で 3 人に 1 人の成人女性が具体的な形で DV 犯罪の被害を受けていることが明らかになっています。日本の社会は 1 億 2000 万人ぐらいの人口があるわけですから、20 代以上の女性をその 6 割と考えると、この母数は 3600 万ということになる。そうすると、3 人に 1 人が身体的な暴力や精神的な虐待、あるいは性的な虐待といった意味でのドメスティック・バイオレンスの被害を受けているとすると、3600 万のうち 1200 万の女性がこの 3 つの被害、あるいは何らかの形で DV 被害を受けていると考えられます。

ドメスティック・バイオレンスは犯罪です。例えば暴行、傷害、強姦未遂、強姦致傷、それから脅迫、詐欺、窃盗という、ありとあらゆる犯罪がドメスティック・バイオレンスの中に含まれています。私たちは時々「家の中は戦場」と申し上げていますが、殺人を含むさまざまな犯罪が、現実には、継続的に生起し続けているのが、今の私たちの社会の現状ではないかと思います。おそらく、ドメスティック・バイオレンスという言葉を目にした方々の中には「そうか、そういう大変なことがあるのだ。でも私は殴られたこともないし、首を絞められたこともないし、幸せでよかった。自分の友人や知人にはそういうこともなくて、どこでそんな恐ろしい犯罪が起こっているのかしら——」と思う方々もたくさんおいでになると思います。けれども、3 人に 1 人という被害実態は大変大きな、深刻な数字で、逆に申し上げると、いつでも、誰でも、どこでも、私たちはこの犯罪の被害者になる可能性、危険性があるということなのです。特別に脆弱な女性が、特別に暴力的な男性に暴力を振るわれるということでは決してない。私たちはドメスティック・バイオレンスを、不対等な力関係にある男性と女性、時には女性と女性、男性と男性という、性的な関係も含む親密なパートナーとの間で起こる、暴力行為を手段とした支配/コントロールだと考えています。

そう考えると、男性と女性との間に不対等な力関係が働いているありとあらゆるところで、この犯罪が起こり得るわけです。私どもが 15 年前からさまざまな暴力被害を受けた女性たちの相談、サポート業務を経験してきた実感から申し上げますと、加害者は特別に暴力性のある、例えば前科があったり、暴力団関係者であったりする男性だということでは決してない。その多くは自営業だったり、公務員だったり、一般の会社のサラリーマンだったりする。つまり、職歴や学歴や身分といった社会的文化的な背景を問わず、ありとあらゆる男性が加害者になっている。逆に考えると、ありとあらゆる女性が被害者になっていると言えるわけです。

内閣府が数年ごとに全国的な実態調査を行っていますが、平成 18 年 4 月に発表された一番新しい統計では、先ほど申し上げましたように、3 人に 1 人が何らかの被害を受けていることが明らか

になりました。さらにその前の調査では、20人に1人の女性が、「殺されそうな目に遭った」あるいは「間違ったら命を落としていたかもしれない」といった危険な目に遭ったことがある、と答えているのです。これは殺人未遂事件に遭ったということです。そうすると、3600万人の数から割り出しますと、20人に1人ですから、180万件の殺人未遂事件が起こったと言えるわけです。しかし、その180万人の加害者が捕まったのかというと、1人も捕まっていないと思います。

私たちは長い間、そういう当事者の困難と向き合って仕事をしてきました。おかげさまで2001年には、DV防止法ができました。法の施行によって、日本の社会はドメスティック・バイオレンスの根絶に向けて努力を続けていくと決めたわけです。しかし、この法律は法律名にもあるとおり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」なのです。ドメスティック・バイオレンス「禁止法」でもなければ、「根絶法」でもない。今、現実には殺すか殺されるかという現場から身を離そうとする当事者や子供たちに、「殺される前に逃げてもいいよ」「逃げるのだったら、保護命令制度を使って何とかしてあげるからね」というだけの、限界のある法律です。そういう意味では、加害者の問題は置いておいて、被害者の当面の生命の安全を守るためだけに作られた法律なのです。私たちがこの法律制定に取り組んだ時には、女性にとって最も困難を強いる、生き難さの一番大本になっている、性暴力を包括的に禁止する法律を作りたいと考えて運動を始めました。しかしできあがったのはDV「禁止」法ではなくて、「防止」法であり「保護」法であった。しかし防止法、保護法であっても、DVは犯罪で、あってはならない、というこの法律を日本の社会が作ったことは、本当に意味のあることでした。

先ほど、20人に1人が殺されそうな目に遭っていると申し上げましたが別の統計では、この日本の社会の中では3日に1人ずつ、妻が夫の手に掛かって殺されているのです。この3年間で117人～127人の女性がドメスティック・バイオレンスの殺人行為で亡くなっています。1年は365日ですから、大体3日に1人ずつ妻が夫の手に掛かって殺されていることになる。私たちはいつもそう訴え続けているわけです。

法律が施行されて、ドメスティック・バイオレンスという家の中で起こる犯罪事件についても、警察官は積極的に関与しなくてはならないことにはなっているのですが、この法が施行されてからの8年間で、1200万件の刑事犯罪、それから180万件の殺人未遂事件に対応する検挙件数は一切上がっていません。2006年に「暴行」で捕まったのは707人、検挙件数は707件で、そのうち671件は女性が男性に殴られたケースです。94.9%のケースで男性が加害者になっている。これだけ恐ろしい犯罪実態があるにもかかわらず、加害者は検挙されず、その責任を問われないう。生きるか死ぬかというところで日々を耐え忍んでこられた方々が、すべてを捨てて逃げ惑わなければならない、その逃げることについてだけ、この社会は何とかしてやろうということになっているわけです。最後の勇気を振り絞って相談窓口に到達した人、あるいは「シェルター」と呼ばれるDV相談支援センターや民間シェルターの扉をたたいたりした方々は昨年度、1万数千人いたと言われています。一方で180万件もの殺人未遂事件が起きている。180万人もの需要があるシェルターに、1万数千人しか飛び込んでいない。

法律ができてから随分相談件数が増えました。私どもの事務所にも朝から晩まで、さまざまな電話相談や問い合わせがございます。全国にあるDV相談支援センターは、都道府県に必ず置きなさいという法律に基づいて作られたセンターなのですが、ここに集まった相談件数は昨年度は6

万件でした。それから、保護命令の手続き等で警察に寄せられた対応件数も2万件を超えました。このふたつを合わせても8万件です。毎日さまざまな事件・事故が起きている現場の実感では、相談窓口にとどり着く人ですら1%以下なのです。そのくらい、犯罪の実態と相談支援体制の実際との間には大きなギャップがあるのです。毎日毎日大変な思いをして日々を暮らしている方々は、本当に数え切れないほどいると思います。法律ができてから都道府県にはさまざまな相談窓口が開設されましたし、民間シェルターは今、日本国内で100カ所を超えるまでになりました。緊急の一時保護体制も随分整備されてきました。しかし、相変わらず、事件は発生し続けているのが現状なのです。

ではなぜ、法律ができたのに、悲惨な現状が変わらないのか――。

ドメスティック・バイオレンスとは、男性と女性の間にある不対等な力関係から不断に起こり続けるジェンダー犯罪だと私たちは考えています。つまり、男性と女性の不平等を最も深刻に、過酷に表す現実が、ドメスティック・バイオレンスも含む性暴力だと思うのです。そういう現実是不平等の構造自体が変わらない限り、変わらないと言えます。もちろん、何らかの犯罪が起こって、それをなくそうという動きをこの社会が取る時には、まず被害当事者の救済、保護、自立支援に取り掛からなければならない。しかし他方では、加害者に対して必ず犯罪の責任を問い、必要なら処罰し、なおかつ犯罪に二度と手を染めないように再教育しなくてはならない。それが加害者の再出発を支援するということだと思うのです。先ほどから申し上げているように、ドメスティック・バイオレンスという犯罪について社会は、取りあえず被害者の面倒を見る。しかし、加害者をそのままにしている。これこそが大きな問題なのです。例えば、路上駐車をすればすぐレッカーがやってきて、何万円ものお金を払わなければならない。人を暴力的に傷つけたり命を奪ったりしたら、それなりの対処をしなくてはならない。社会のルールとしてこれは当たり前のことだと思うのですが、残念ながら、ドメスティック・バイオレンスについてはそういうルールが十分に機能していないのです。私たちはこの社会からこういった暴力を根絶するために、ただですら足りない相談窓口や支援の体制について、十分な国の予算を与え一時的な措置を講じると同時に、暴力を振るい続ける加害者の言動を変革、変容させていくための取り組みがどうしても必要だと思っています。

私たちは現場当事者の方々と一緒に、法制定運動から第1次の改正、第2次の改正とさまざまな取り組みを進めてきました。今の大きな課題は、当事者がいつでも、どこでも、誰でも、安全に飛び込んで、生活再建まで丁寧なサポートを受けられるシステムを充実させることです。もう一方では、加害者が暴力によって人を支配するのでない関係の結び方を身に付けられるような、徹底的な教育と処罰のプログラムを作っていくことだと思うのです。

私は民間シェルターで仕事をしていますので、都道府県に必置されている公的なDVセンターのように豊富な予算や人的配置がない場所で仕事をしています。民間シェルターに年間の補助金を出すといった支援をしている自治体もあります。だんだん民間シェルターへの財政支援は増えてきました。しかしそれでも、1グループ当たりの補助金の受取額は逆に減っていて、ほとんどの民間シェルターでは、シェルターを運営し、当事者を迎え入れ、当事者のサポートをし、何年ものかかる長い自立支援の道筋を一緒に歩みながら、人件費も十分にまかなうことができない。シェルターの明日の家賃をどうするか、明日の交通費をどうするかというところで、大変厳しい運営

を強いられていて、本当に青息吐息で、いつシェルターのスタッフが疲弊して倒れるかわからないという状況がいまだに続いています。法律ができてから相談者は増えましたし、ドメスティック・バイオレンスの被害を受けていると自認される方々も増えてきましたから、サポートの需要はどんどん増えています。しかしそれに対して、人的、財政的な体制がなかなか整わないことによって、現場のサポートは厳しい状況になっている。こういう仕事にこそ、社会的な責任で財政の支援が必要だと思っていますが、なかなかそうはいきません。

先週、私は全国シェルターネットの仕事で東京に行って総務省と交渉してまいりました。1万6000円の給付金のことだったのですが、住民票を動かさずに逃げてきている当事者、お子さんたちは、そのお金を受け取ることができず、なおかつ、加害者が全部そのお金を受け取ることになるのです。今、懸念されることは、加害者の側がそのお金を使って探偵社を雇って、また新たな追跡をしてくるのではないかということです。それから内閣府の調べでは、シェルターを出た後の当事者の方々は、月額12万程度の収入という厳しい経済状況で日々を生き延びておられるのです。そういう方々にとって、お子さんが2人いて自分がいたら4万円にもなるような給付金は、のどから手が出るほど欲しいわけです。そういう人にこそお金が届いてほしいと思うのですが、それができない。法律があり、システムがあり、何らかの施策が展開されてきた状況でも、DV被害当事者にとってはこれだけ過酷な現実がまだ続いていることを、ぜひ皆さんにご理解いただきたいと思います。サポートの現場では、そういう状況の中でも新たな道を開いていこうと、日々努力を続けております。(拍手)

小島 妙子（仙台弁護士会所属弁護士）

ご紹介いただきました、弁護士の小島でございます。私は「ドメスティック・バイオレンスと法」ということで、ご報告させていただきたいと存じます。

丸山眞男は『「文明論之概略」を読む〈下〉』の中で、福澤諭吉が『文明論之概略』で、「日本にて権力の偏重なるは、あまねくその人間交際の中に浸潤して至らざる所なし」と論じ、政治権力のみならず、男女関係、親子兄弟関係をはじめとする一切の社会関係に「権力の偏重」が見られること、さらに特定のある人間が「権力の偏重」を体現しているのではなく、「権力の偏重」は上と下の関係においてであること、すなわち「権力の偏重」は実体概念ではなく、関係概念であることを指摘している点に着目しています。

ドメスティック・バイオレンスとは、性的な結合関係にある当事者間において、「力」関係において優位にある者が劣位にある者に対して、身体的・精神的・性的・社会的な、あるいは経済的な、さまざまな苦痛を与えるものです。ここで言う「力」関係というのは、当事者間における「権力」——「権力」とは、富、地位、名誉、知力など、人々によって欲求されるさまざまな価値ないし資源のことです——が非対称になっていることです。さらに、ここで言う性的結合関係とは、法律上、事実上の夫婦だけではなく、夫婦関係に至る関係形式の途上にある場合、つまり出会いから、その途上の婚約中であったり結婚直前だったり、というプロセスにある関係や、夫婦関係の解消途上にある場合、例えば別居や離婚、そしてその後の子供を挟んでの関係もすべて含まれると考えられるわけです。

このように、ドメスティック・バイオレンスというのは、今問題になっている「いじめ」や「パワハラ」、すなわち「同一集団内において優位にある者が劣位にある者に対して、身体的、精神的、社会的苦痛を加えるもの」の一類型とも言うべきものです。中でも「親密圏」——「親密圏」と言うといろいろな定義があると思いますが、具体的な他者への配慮とか関心を媒体とするある程度継続的な関係のことです——DVはこの「親密圏」において発現する現象なのです。かつ、保護、扶養、療養義務のある者がその相手に対して苦痛を与えるという特色があります。これらが共通した現象に、児童虐待、高齢者の虐待などがあります。これ以外にも、職場のいじめ、パワハラ、セクハラ、学校のいじめなどもまた、一般社会において発現するものとして共通のものと言えるでしょう。被害が拡大するのは、被害者にはそのような関係からの「脱出の自由」「離脱の自由」が、事実上ないからです。被害者は、長期にわたる加害行為によって、PTSDといった精神疾患のみならず、生命・身体への侵害などの深刻な被害を受けることになります。

ドメスティック・バイオレンスとかセクシャルハラスメントにおいて、主として女性が被害に遭っている。これはなぜなのか——。

われわれの社会制度、慣習、学問、芸術、文化等の社会活動一般は男性の経験や規範を前提として形成されていて、その結果、男性の経験や規範が一般化され、女性の経験や規範は特別化、例外化されます。男性中心、男性優位の社会編成原理、秩序が歴史的に形成されてきた結果、一般に男性により多くの資源が分配されることになり、力関係においても男性が優位な立場にあることになります。例えば、残業、配転もいつでもオーケーという労働者が典型的な労働者であり、一般的な基準とされています。それに対する例外として女性を扱うことが、雇用における格差を生んでいるわけです。このように考えますと、ドメスティック・バイオレンスの究極要因としては、性的結合関係にある当事者間における権力の非対称にあるということだと思います。

では、何がきっかけになって被害に遭っているのか。さまざまな分析がありますが、親密な関係、特に性的な関係に重点を置いて考えますと、性的な嫉妬がきっかけになっていることが非常に多い。相手方が自分の性的支配から離脱していくことに対する恐れ、不安、恐怖がドメスティック・バイオレンスのきっかけとなることがよくあります。このことは、被害者が最も危険な状態に身を置くのは、相手のもとを去る時だということを意味しています。DVの支援活動にあたって、別居時、離別時が一番危ないということがまず裏付けられるのではないのでしょうか。

例えば、DVの究極の形態と言える配偶者間の殺人について、1950年代前半の判決と1986年以降の判決に基づいて、その動機を分析した長谷川さんという方の研究によりますと、配偶者間の殺人においては、妻殺しの動機の大半は「妻に捨てられた」「妻の恋愛関係を嫉妬する」という性的嫉妬によるものであり、夫殺しの動機の大半は「夫の暴力に対する防衛行為」であって、これは50年代でも80年代でも変わりません。

次に、「ドメスティック・バイオレンスのプロセス」ということを考えたいと思います。最初に蔵田先生が言った「暴力のサイクル論」もプロセスの議論の一つだと思いますが、ドメスティック・バイオレンスのプロセスの中で一番留意しなければいけない点は、ドメスティック・バイオレンスには実行者と被害者だけではなくて、それに協力する人、それを傍観する人、黙認する人、そして妻と一緒に反対してくれる人がいて、家族の成員が実にさまざまな形態でこれらの人にかかわっていることを見なければいけないということです。

家族という「閉ざされた政治空間」で、力関係において優位にある者から劣位にある者に対して攻撃が加えられると、悪の連鎖が起きてしまって、「被害者」がより劣位にある者に対して自ら攻撃を加える、あるいは「加害者」の攻撃を黙認したり、傍観してしまったりするケースがしばしば見られます。いじめの現象に共通して見られる「いじめなければ自分がやられる」という状況に陥ることになります。ドメスティック・バイオレンスは、子供への虐待を伴うことが多いです。しかし、このような場合、被害女性が「被害者」であると同時に、夫による子供への虐待行為の傍観者であったり、協力者であったりすることも、残念なことですがよくあるのです。例えば、継父が娘に身体的・性的虐待を加えることはよくあります。その場合、母親が子供らの施設入所に同意しなかったため、家庭裁判所が児童福祉法 28 条による施設入所を許可したという裁判例も出ております。また、子供は多くの場合は被害者ですが、状況、年齢によってはドメスティック・バイオレンスを黙認したり、協力したりすることもあり、また場合によっては「実行者」になることもある。さまざまな家族のメンバーがかかわっている、閉ざされた空間における人間の悪の発現をリアルに見ていかないと、状況がうまく理解できないということを申し上げたいと思います。

次に、ドメスティック・バイオレンスという現象は法に一体何を付け加えたのか。ドメスティック・バイオレンスと法とのかかわりについて話したいと思います。

セクシャルハラスメントも同様ですが、ドメスティック・バイオレンスは 1970 年代にアメリカで問題とされるようになり、日本においては、90 年代以降に議論されるようになってきた社会現象です。ドメスティック・バイオレンス及びセクシャルハラスメントと法との関係を一言で言うと、法が想定している「人間像の変容」ということだと思います。すなわち、抽象的、合理的な人間像から、具体的で、時には非合理的な行動も取るような人間像を前提としなければならなくなりました。それと、権利に内在する「関係性」を法的考察の対象とする必要があります。家庭や職場、学校という閉ざされた空間において、人はなぜ非合理的な行動である悪をなすのか。こういう問題が社会学や心理学や労働科学、刑事政策の問題になり、医学の関心になります。また被害の観点から見た場合、なぜ人はしばしば自立、自己決定することなく、非合理的な行動である悪を容れたり、被害を受けたりすることになるのか。その場合の責任はどこにあり、防止はいかにするのか。このようなことが法律学や医学等の関心となります。これを法的に見ると、具体的な人間像と権利侵害における「関係性」「物語性」が問題になるということだと思います。

ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメントはマッキノンらラディカル・フェミニズムが告発したのですが、マーサ・ミノウのフェミニズム理論は元来、関係的、状況的です。フェミニズムは歴史的には、周辺化、無力化されてきた女性に対するエンパワーメントを使命としてきました。そのため伝統的正義論が前提とする抽象化、相対化に対抗するために、女性の抑圧を社会的、歴史的経験を踏まえて、具体的、状況的な理論を組み立てるという方針を取り、それゆえ関係的にならざるを得ませんでした。

ミノウによれば、フェミニズム理論は、①される側の視点（被害者の視点）、②部分より全体を見る発想（ナラティブ）、③自律的個人観批判（配慮、共感の論理）、④文脈主義（状況依存的）という観点に立って、人間像については関係的人間像を、権利侵害については「関係性の中にある権利」として、①～④の要素を重視してまいりました。

「閉ざされた空間において発現される人間の悪」としての本質を有するドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメントは、必然的に具体的・非合理的人間像と権利関係性・物語性を法的場面に登場させることになり、法の解釈、運用においても、事実認定、違法性判断、責任判断に影響を与えました。

例えば、セクシャルハラスメントにおいて性的言動が「合意」に基づくものであったかどうかという事実認定に当たって、かつてわが国の裁判所は、一般的状況における通常一般人の合理的行動についての経験則を当てはめました。そして、力関係が非対称である閉ざされた空間における性的言動にその経験則をそのまま当てはめて、被害者の請求を退ける傾向がありました。「嫌ならば逃げられたはずだ」「なぜ、嫌と言わなかったのか」と。セクハラ被害者は被害の最中、ほとんど抵抗しておりません。被害後も普段通り仕事を続けたり、周囲に被害を訴えなかったり、被害直後も性的関係が続くこともあって、こういう言動は被害者の言動としては不自然だとされて、被害者の請求は認められなかったわけです。

しかしながら、職場や大学等の支配従属関係、上下関係のあるところで性的被害を受けた人はどういう心理状態になり、どういう行動を取るのかについての社会学・心理学等の知見を含めた「経験則」が事実認定に反映されるようになって、被害者の一見非合理的な行動はその経験則に反するものではないと判断されるようになりました。これに伴って、いわゆる暴行、脅迫による性的被害ではない、「強制された同意」型のセクシュアルハラスメントが違法行為の類型として析出されるに至っております。

また、DV加害者への反撃として就寝中の加害者を殺害する場合については、正当防衛の要件である「急迫不正の侵害」があったかが問題とされました。わが国の裁判所は、DV加害者の加害行為と被害者による反撃行為が時間的・場所的に近接していなければいけない——つまり、加害者による行動と被害者による反撃との間に3分や5分の短い時間のタイムラグならいいけれども、就寝している、寝込んでいる相手に対する攻撃は、正当防衛に当たらない、と判断してまいりました。ここで問題になっていることは、家族という「閉ざされた政治空間」「権力空間」において、暴力行為の切迫性をどう考えるかということです。このような場合にも正当防衛が認められるべきではないか、ということで、私たちの仲間是一生懸命に運動し頑張ってきたわけです。ここで提起された問題は、まさに主体間の関係性を重視して、侵害行為の法的評価においては被害者の受け止め方を基準にすべきではないか、急迫不正の判断を主観化していくべきではないか、ということです。客観的、時間的、場所的ということだけではなく、まさに急迫不正の判断の「主観化」が要請されていて、今の段階では裁判所で通用していませんが、そういう方向を目指して戦っているのだと、私は考えております。

次に、「家族における個人の尊厳と自律の要請」についてです。

ドメスティック・バイオレンスとセクシャルハラスメントには確かに性差別という面もあります。確かに歴史的、運動論的にとらえる場合は、その方が有用なアプローチだと思われます。しかし法的に見るならば、人格権の侵害というアプローチの方が有用です。またセクハラであれば、職場・教育環境の侵害というアプローチの方が有益であって、このようなアプローチは、機能的アプローチだと言えます。この話をすると長くなりますので、省略させていただきます。「ドメスティック・バイオレンスに対する法的救済」としては、「伝統的手法」と「新たな手法」がありま

す。

「伝統的手法」としては、刑法、不法行為法、離婚法によるものがあります。弁護士としては、離婚の成否、養育費、親権、面接交渉といった話について、DVの加害者といろいろ詰めなければならないという実務的な話になります。

一方、「新たな手法」として登場してきた特別法がいわゆる「DV防止法」で、2001年に制定され、2004年と2007年に改正されました。この法律の前文には「配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と書かれてあります。罰則付き保護命令とDVセンターに関する規定を置いており、前者が「人権アプローチ」であるとすれば、後者は「福祉アプローチ」と言えましょう。さらに、通報義務は公的介入へのアラームを鳴らすものとして重要だと思います。

DV防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法は、「親密圏」における暴力・虐待防止法として成立しています。「親密圏」における暴力に国家が介入する場合には二つのアプローチがあり、一方を「人権アプローチ」、もう一方を「福祉アプローチ」と呼んでいます。

「人権アプローチ」が家族の成員の一人一人を人格の主体として把握して、権利を付与し、「親密圏」においても市民社会におけるルールを貫徹するアプローチだとするならば、「福祉アプローチ」は社会保障の施策等を通じて、「親密圏」における生身の人間の具体的な生の要求に応じるアプローチです。具体的には、「人権アプローチ」については、例えばDV・児童虐待・高齢者虐待の犯罪化、不法行為による損害賠償、慰謝料を認めるという話、それから離婚請求権の付与、DV防止法による罰則付き保護命令制度などが挙げられます。「福祉アプローチ」は、被害者の生存のためのニーズに応える社会保障のさまざまな施策、つまり被害者の一時保護、住居の確保、生活保護・児童扶養手当などの支給、医療サービス、育児・介護サービスの提供などが含まれます。

この点に関連して、家族を法的にとらえる視点としては、「関係の権利論」を提唱しているマーサ・ミノウの議論が参考になります。ミノウは、家族の成員を、それぞれ別個の個人と見なすと同時に、依存、ケア及び責任の関係に巻き込まれた人格ととらえることを提唱し、関係性という世界において自由を貫徹することの難しさを指摘しています。21世紀に入って急速に進められている「改革」によって、社会保障は本来の生活保障機能を果たすことができなくなっています。「人権アプローチ」を貫徹し、例えばDVを犯罪化していったとしても、被害者がそのまま放り出されてしまえば生きていけません。「人権アプローチ」だけでは生の困難にさらされる危険はむしろ高まっていると言えるのではないのでしょうか。

DV防止法は、DVに対する本格的な対策を講じる立法として登場して、改正が重ねられてきました。中でも保護命令制度の拡充に見られるように、「人権アプローチ」の進展が見られます。警察が介入することについても、いろいろ問題はあるにしても、ある程度の進展が見られました。しかし、「福祉アプローチ」はとてもお寒い現状にあります。被害者は生活保護や児童扶養手当のような、既存の母子世帯向けの施策を利用する以外にないわけです。自立の義務だけが強調されて、就労の機会の改善がないまま、支給はどんどん抑制されている。被害者は依然として、加害者のもとを離れて生活する上で、数多くの困難を抱えているわけです。住むところがない、生活費がない、子供の学校はこれからどうしたらいいのだろう。そういうことをいろいろ考えると、足がすくんでしまうわけです。児童虐待に対する国家の介入も、介入後の子供の監護・養育体制が整えられて初めて可能になります。虐待が発見された場合に、もちろん子供の生命・身体の安全確

保が第一になされなければなりません、親による子の監護を可能とするような支援、例えば虐待の原因となった諸事情の改善、メンタル面、お金、生活面の心配を取り除くことを可能とするような支援や、親による子の監護が不可能になった場合——性的虐待の場合は親による子の監護は不可能です——の代替的な監護、つまり里親とか養子縁組、養護施設などの保障が不可欠なのです。

児童虐待防止法については二度にわたる改正がなされ、児童相談所の職員による臨検、搜索、一時保護・施設入所などによる親権者の面会・通信の制限など、「人権アプローチ」の進展が見られます。その一方で、子供の監護・養育体制の整備についてはまだまだで、「福祉アプローチ」は停滞していると言わざるを得ません。家族は他者に依存しなければ生存していけない者を抱えていて、これらを保護する責任を背負わされています。それゆえ家族の成員の自由を貫徹するためには、国家が社会成員のニーズに応えられるシステムを構築していく必要があります。現状では、社会保障の後退に伴い、自由を支える「福祉アプローチ」が停滞、後退しており、このことが「親密圏」における暴力・虐待問題の顕在化、解決のすべてを困難にしているのではないかと考えております。ご静聴ありがとうございました。（拍手）

小西 聖子（武蔵野大学大学院教授）

武蔵野大学の小西と申します。精神科医、それから臨床心理士をやっております。PTSD の治療を専門にしており、普段の臨床を行っている大学の心理臨床センターに DV の被害者の方もたくさん来られますので、そういう方の心理的なケアをしています。うちの大学のセンターでは年間 2000 件くらいの面接を受けていますが、そのうち 3 分の 2 ぐらいが DV 被害者の方です。それでも、東京の小さい地域の被害者を受けているにすぎません。

それから、週に一度、普通の精神科の診療をしています。DV 被害者の方は、「そりゃ医者には行きたいけれど、行っても医者は被害のこともよくわからないし、DV のこともわからないし、薬出すだけだし、あんなところへ行ってもしょうがない」とよく言われます。通常の精神科で適切に診ることがなかなかできないので、私のやっているクリニックには被害者の方が集まりがちです。1 日にやっている臨床の中の、多い時には 3 分の 1 ぐらいが DV の被害者の方です。今、まさに被害を受け続けていても、本人は DV だと思っておらず、このまま家に帰してしまって大丈夫かしら、というような方も来られます。また離婚の係争中であるとか、あるいはシェルターにいる方も来られます。そういうことが終わってから 10 年以上もたっているのに、鬱の状態が取れないという方もいらっしゃいます。さまざまな段階のさまざまな問題を抱えた方が臨床にいらっしゃいます。

今日は時間が限られていますので、近藤さんがお話しになった現在の DV の実情を少し性差に絡めて見てから、その後、時間があれば医療の実態などについて話したいと思っています。

先ほどお話にありました内閣府の全国調査が、大体 3 年おきにずっと行われています。全国の 20 歳以上の男女 4500 人ずつを対象にしたものです。この辺は「男女共同参画」なので律儀に、男性にも女性にも同じように調査をしています。

「配偶者からこれまでに被害を受けたことがありますか」と聞いてみると、先ほど近藤さんは 3

分の1とおっしゃいましたが、身体的暴力、精神的な嫌がらせや性的暴力について、「1回でもあった」という方は、それぞれかなり高くなっています。身体的暴力が4分の1強です。性的暴力もかなり高いですし、「何度もあった」という方も数%います。数%という値がどれぐらいか、なかなか皆さん実感が持てないのではないかと思います。数%あったら本日の100人くらいの聴衆の中にも絶対に10人ぐらいはいるという値です。ちなみに、うつ病の日本人の生涯有病率は数%です。うつになる人はたくさんいますよね。それと同じぐらいあるということが、こういう調査をするとわかってきます。

男性にも、配偶者から被害を受けたという方は当然いらっしゃる。身体的な暴力が約15%、精神的な暴力が8%ぐらい、それから性的な暴力も4%あります。この値はむしろ、海外のこの種の調査に比べると低いくらいです。「暴力の被害を受けた経験がありますか」と聞くと、男性もかなり「ある」と答えます。けれどもその中身を見ると、「何度も」という人はすごく数が少ないことがわかります。

2006年の5年被害経験率について内閣府が出している数字を見てみると、同じぐらいの数の人に調査をしても、男性は182人が「あり」と答えて、女性は426人が「あり」と答えています。被害だけならどちらもある。実際に私も男性から被害の相談を受けたことがあります。妻の感情が非常に不安定で、何かあると包丁を持ち出して、直接包丁で脅すのではなく、自分が「死んでやる」といって夫を脅すというケースで、離婚しようと思ってもうまくできない、という相談でした。

それでも、実数を調べ、深刻さを調べてみると、男性と女性では圧倒的に数が違います。例えば、2000人弱の数の中で、暴力行為によって何度もけがをした方は、女性では117人いて、その中で医師の治療が必要だったという人は23.9%、つまり28人いることになります。しかし男性について言うと、2000人弱の中でけがをした方は16人、医師の治療が必要だった人は2人しかいない。実数で比べると、圧倒的な差です。ですから、実際に治療が必要になったり、先ほど近藤さんは殺人未遂だとおっしゃいましたが、死ぬのではないかとこの恐怖を味わったりした方は圧倒的に女性が多く、支援あるいは介入が必要となるのは、ほぼ100%女性のケースです。

これ〔当日資料〕は2003年の調査で、「被害がある」と答えた方に、加害者との関係を聞いたものです。婚姻関係にあるという方がたしかに多い。50代、40代の方は特に多いです。一方で、婚姻を解消した相手から相変わらず被害を受け続けている、離婚したのにストーキングがあるというケースもたくさんあります。

特に恋人、元恋人、要するに付き合っただけでも婚姻関係を持ったことはない、あるいは関係さえなくなった人から被害を受けている人が、かなりたくさんいます。20代の方では被害にあった方の半数近い方が恋人や元恋人から被害を受けています。これが「デートDV」と言われているものです。デートDVはそんなに特殊なものではなく、特に若い方を中心に、かなりたくさん起こっています。あまり表に出ていないのは、今まではそのような言葉がなかったからだとすることができると思います。

では、こういう被害を受けたときに、人は誰に相談するのかということです。そんなひどい目に遭っていたら誰かに相談するのではないかとと思われるかもしれませんが、圧倒的に多いのは、誰にも相談しない人です。約3分の1の人しか友人、知人、家族、親戚に相談していません。法

律や制度から見れば、配偶者暴力相談支援センターや女性センターに相談して、それで「シェルターに」みたいなことは言えるのですが、実際には被害を受けている方の1%~2%しか公的な所に相談していないのです。警察に相談した人は数%です。相談してもなかなか警察が動かないケースや、相談はしたけれども1回だけというケースも含めて、警察に相談した人は数%にすぎません。

それから、私どものような医療機関、あるいは民間のボランティア団体などを全部含めても、相談した人は本当に少ない。2.5%か3.0%ぐらいだと思います。DV防止法ができてから数年たった2006年の調査でも、ほとんどの人は何もしない、誰にも相談しないという状態にあります。表に出てきているケースでは、さきほど近藤さんが6万件相談があるとおっしゃいました。警察も確かに2万件相談を受けていますが、実際には多くのケースが相変わらず表に出ていないことがはっきりわかると思います。

その次の年（2007年）に行われた自立支援に関する調査の結果では、被害に遭った者で、現在自立して生活している者800人を対象としています。この中で、子供のいる人が93%、暴力によってけがや精神的不調をきたしたことがある人が90%、医師の診察を受けたことがある人が67%、その中で保護命令の発令があった人が3割、シェルター利用者が7割です。内閣府でこういうことを調べるためにはある程度経過を追うことができなければならないわけですから、シェルターに通ったり、公的な相談を受けたりしたごく一部の人にしか聞いていないわけです。その一部についても、暴力によるけがは非常に高確率でありますし、精神的不調は9割に達しています。シェルターを使って、保護命令を使ってようやく自立した方は、経済的な問題も含めて、いろんな問題を持っていることが多いのです。でも、なかなかそこまで手がまわらないのが実情です。

医療に関する調査で「どの診療科を受診していますか」と聞くと、確かに心療内科や精神科は比較的高い方にあります。整形外科や外科については、ただけがをただけではなくて、自立した後でも「腰が痛い」「背骨がどうもおかしい」「殴られた後、首が変」とおっしゃる方もいます。それから救急外来は被害そのものによって、被害者がかかってくる場所です。それから、耳鼻咽喉科や脳神経外科、眼科も結構あります。例えば、平手打ちで耳をたたかされると難聴になるとか、目のところをたたかれて視力が落ちたり二重視が出たりということもあるのです。精神科や救急、産婦人科だけでなく、実は被害は医療全般に広がっている。そして自立した後の慢性的な症状の問題も大きいと思います。

大学病院や国公立病院の196施設6診療科の医師及び看護師を相手に、東京女子医大の加茂先生が調べたデータでは、過去1年間の医師のDV被害者の診療経験率（DV被害者を診察したことがある医師の割合）は11.5%です。診療経験率は看護師よりも医師の方が多少多くて、男性医師よりも女性医師の方が診療経験率は多くなっています。

19年3月までの3年間、私たちが全国の医療機関を対象に行った調査では、医師の過半数は、1年間に1人ぐらいは犯罪被害者だと思われる方を診ていました。一番多かったのはDVで、その次が性暴力、虐待です。一方、臨床心理士にもランダムサンプリングで調査しているのですが、その調査の中でも一番多いのは虐待とDVです。皮肉なことと言いますか、犯罪被害者についての調査をすると、DV、性暴力、虐待という最も刑事事件になりにくい被害がたくさんあるということになります。メンタルヘルスの領域ではそういうケースをたくさん診るということがわかります。

もう少し私の臨床からお話していきたいと思います。

被害者の方を診察していて、確かに PTSD の問題や精神的な被害の問題は大きいです。しかしそれ以上に、最初の急性期に来られる時には、どうやって安全を図るかという問題の方が先になります。長い期間が経った方では、一番問題なのは経済的な状況だと思います。

実際、心理治療をしたくても、DV 被害者の方が他の被害に比べて一番治療に来にくいのです。例えば 2 週間に 1 度、1 時間という時間を取って、ゆっくりと治療に来ることが許されない状況にある人が非常に多い。お金で困っている方は、治療費を免除しています。武蔵野大学心理臨床センターは安く、1 時間 2000 円で心理カウンセリングをしています。もちろん非採算です。その 2000 円さえ免除しても、大学に来るにはバスと電車に乗らなくてはならないので、往復で 1000 円ぐらいは掛かるとしても、そのお金がない。で、「来られません」と。それから、「私は働いているので、昼間は来られません」という方が多い。まず実際の生活の問題が解決されないと、治療にもつながりにくいのです。

一方で、離婚が成立して、家にいて、生活保護が取れたとなっても、実際にはうつ状態がひどくて、家から一步も出られない。それから、こういう被害をずっと受け続けていると、心理的にはどうしても自己評価が非常に低くなります。たいがいの方は何も援助の手も入っていない段階では、DV 被害に遭ったのは私が悪いせいだ、と思っています。たとえ身の安全を確保できたとしても、気持ちがそういう状態にあつては、回復したとは言えません。そういう点では心理的なケアも非常に大事だと思います。しかし経済的な問題も見据えないと現実的なケアができないということは、医療現場でも言えると思います。

ところが、さっき「医師は結構診ている」と言いましたが、診ている医師のほとんどは、うつ病の診断をして、薬を出すとか、不眠症の診断をして薬を出すというレベルにとどまっています。もっと親切にやればよいではないかと言われるかもしれませんが、実際にはそういうことがなかなかできない状況で、それがまた受診率を下げることになっています。一つは保険診療の問題で、採算が合う普通の仕事のレベルでは、被害を受けた人たちのケアをしていくことはとてもできない状況にあるのです。もう一つは医師側の関心の低さや知識のなさ、あるいはケアの技術の低さにも問題があると思います。

ちなみに、DV の被害者や犯罪被害者はどういう医師にかかっているかを調べたところ、当然かもしれませんが、まず女性の医師が一番多いです。それから、病院よりは診療所の医師。それから心療内科の医師です。もう一つは、支援をするさまざまなところ、つまり地域での児童相談所や女性センターにかかわりを持っている医師、要するに顔が見えていて、被害者のことをある程度知っている医師にかかっていることがわかりました。逆に言うと、そういう人たちが採算を度外視して診療しない限り、DV 被害者のちゃんとした治療はできないというのが今の状況だと思います。

自分で治療をしていても、本当にぎりぎりな感じです。15 分ぐらい診て、保険診療をようやく成り立たせていくことができるのですが、初めて来られた DV の方は、初診だと 30 分や 1 時間話を聞いても、何かなんだかわからないことがよくあります。状況がわかるまでに何回か話を聞かなくてはならないし、その後、DV というのはこういうことなのですよとか、あるいは PTSD の症状はこうですよということをお話するにも、とても 15 分ではできないという状況です。私は

雇われて治療をしていますから、大赤字を出して、好き勝手に「1日10人しか診ません」と言って、予約を取って治療をしたら、多分首になります。もし、自分で自分の診療室を持ったとしても、もっと困ったことになると思います。(笑い)

私はその15分の診療と、非採算でよい、「教育」という名目が付いた大学の心理臨床センターに、たくさんの被害者の人を診てくれて、安いお金で働いてくれる臨床心理士さんを雇って、ようやくやれているという状況です。それでも、診療所を探し当てた被害者の夫に怒鳴り込まれたこともありますし、裁判をやることになって意見書を書こうと思うと、いろんな問題が起きてくるなど、なかなか大変です。

法律家をとてもうらやましいと思います。確かに、法律はできたからといってちゃんと動くとは限りませんが、この日から施行しますといったら100%施行されますよね。ところが医療の場合だと、私は10年間、同じようなことをあちこちで話して「人が足りない」と言ってきて、自分でも研修会なんかも努力していっぱいやっているつもりですが、いつも現場の方からは「専門知識を持った医師が足りない」と言われています。現状はなかなか変わりません。そういう点では、対象の大きさの違いとか、専門家を育てるためにかかる時間とか、医療の場合は大変だと思っています。(拍手)

第 II 部

蔵田 それでは、後半に入りたいと思います。

今までお3人にお話して頂きましたが、それぞれほかのお2人に対するご質問、ご意見、あるいは補足などがあると思います。まず3人の間でやりとりをしていただいて、その後でフロアからご質問を受けたいと思います。それでは近藤さんから、小島さん、小西さんのお話に対して、ご質問、ご意見、あるいは補足などがあればお願いします。

近藤 小西さんに伺いたいと思います。当事者が心身に大きなダメージを抱えたままシェルターにおいてになるので、その後の医療機関との連携に私たちもとても心を砕きます。北海道も今度、DV基本計画を改定しますが、特に当事者の方々の命綱になる場所はDVセンターか、警察か、医療機関です。この三カ所に当事者がいつでも、誰でも、どこからでも飛び込んで安全なサポートを受けることができるようになることが大きな課題になると考えています。

しかし医療従事者の通報義務はDV防止法の第6条で規定されはしたのですが、これは努力義務なので、なかなかお医者さまたちに現場で適切な対応をしていただけません。実際に、ひどいけがをして、何カ月も入院して、ようやく丁寧な治療の後で退院したのに、お家に戻ってすぐ被害者の女性が首をくくって亡くなったという事件がありました。3日に1人ずつ女性が殺されているのですが、こういったことも、DV殺人事件だと私たちは考えています。適切なネットワークさえあれば、あるいは適切な「つなぎ」さえあれば命を落とさずに済んだ、適切な情報提供さえあれば生きながらえたというケースがたくさんあります。北海道も医療機関に対するDV対応のマニュアルを作ったりはしているのですが、小西先生のように丁寧に受け止めて

くださる現場の医師の方はあまりにも少ないので、やはりものすごく大変です。

これから医師になる方、看護師になる方、助産師になる方々に、ドメスティック・バイオレンスの被害者というのはこういう患者さんなのだ、そういう方々にはこういう対応が必要なのだ、こういうつながりが必要なのだという事について、教育啓発のシステムを作ることは難しいでしょうか。医療現場を一から作り替えていただかないと、なかなか解決は難しいと思います。

小西 実情は、おっしゃるとおりだと思います。DV 防止法では「通報できる」とされています。要するに守秘義務の解除です。基本的に医師は守秘義務が課されますので、普通は患者の事について他人に言うてはいけないのですが、患者本人の意向を尊重して他人に言うてもいい、と書いてあります。ただ、実際に通報されるケースは非常に少ない。児童相談所への虐待通報に比べても、かなり少ないと思います。

私自身も通報したことはありません。患者さんを帰したら危ないという時は、通報しても相手の顔が見えなくて被害者の方がどう扱われるかわからないようなところではなく、とにかく顔の見えるところ、絶対に対処してくれそうなところに頼んで対応してもらう。それから、シェルターを利用する人は実家の力があまりないことが多いわけですが、中にはそうではない方もいる。その場合には実家の支援というのは大きい。そういうところに戻れる人の時は、親の力とか友達の力を使って DV を止めることができるので、なかなか警察に通報することはないのです。

それから教育についてです。おっしゃるとおりで、医療の中で DV について教育していかななくてはならない。しかし私は時々、精神保健福祉センターや保健所、病院でお話することがあるのですが、お医者さんに「そんな時間のかかること、やってられない」と言われて、終わりになることもあります。医療現場の実情としては、医者が足りない。産婦人科の医者などはそうでなくても足りない。お産さえ診ることができないような中で診療している人に「DV の被害者に『こういうことが DV なので、今、帰ったら危ない』と言ってくれ」と言っても、ほとんど効果がないのが現実です。

どちらかといえば、看護師さんは女性がほとんどですから、非常に関心が高く、教育するのだったら、むしろ看護師さんに期待しています。もちろん、医師も教育しないとだめですよ。管理職になっているのは医師ですから。でも、看護師さんは医師よりもずっと聞く耳を持っているし、看護師教育などに DV 教育を入れていく方がずっと早いと思います。医学教育については何しろ PTSD の診断治療がようやく一コマぐらい入る程度ですから。さらにジェンダーの問題、あるいはパワーの問題を今の教育の中に入れられるかという、なかなか難しいと思います。

また、現状では、実際に地域で診療している（DV には詳しくない）医者が、被害に遭った患者を診ることもあり、そういう場合に医者はどうしたらいいかわからなくて困っているのです。だから地域医療などに携わっている医師に話をするといったことからやっていった方が、大学教育で大上段に振りかぶるよりは、多分実効性がある。どんな調査でも、実際に被害者を診たことがあって、シェルターなどと協力している医者は、たくさんいるのです。そういう人を核にして協力の輪を広げていくという、地道なやり方しかないのではないかと思います。

やはり被害者の心理がわからないと対応できないのですよ。被害者の心理を知ろうと思うと、本当に現場ではぎりぎりなのです。臨床では、このペースで働いていては自分が持たないと思うことがたくさんあって、しかも結構危ないと思うこともある。「危ない」というのは、夫が押し込んできて物理的に危ないということもありますし、夫に訴訟をおこされるかもしれないということで危ないこともあります。私はこれが専門ですから、DV 被害者の治療も自分の仕事だと思ってやっています。しかしほかの業務で、すでにいっぱいの状態の医者にそういうことをやれというのはちょっと無理だという気がします。例えば離婚訴訟の中でくわしい PTSD の診断書がほしいとか、保護命令を出すためにも PTSD の診断書が付くといいということはあります。しかし普通の診察の中ではそういうものを書く暇はありません。そういう制度を少し変えていくとか、あるいは心理教育などにも保険点数を付けていくということもやらないと、ちょっと難しい。医者にも、悪い人がいますから、何かに保険点数を付けると、それをうまく利用して金もうけに走る人は必ずいます。本当に難しいというのが結論です。

小島 先ほども報告の中で触れましたが、加害者に対する反撃行為が正当防衛にあたるかどうかの問題になった事件があります。DV 被害者の女性が子供共々性的暴力を含む激しい暴力を受けていた。中学生のお子さんが学校の先生に訴え、そのお子さんを児童相談所に保護しようということになった時に、DV 被害女性が、そんな事態が起きてしまうと激しい暴力を振るわれてしまうのではないかと思い、児童相談所に保護をやめるように掛け合った。しかしそれでも、子供は保護され、家に残されたお母さんがもう一人のお子さんと一緒に内縁の夫に睡眠薬を盛って眠らせて、殺害したという事件がありました。このような場合は、DV 被害者は正当防衛にあたるとして無罪の主張をしました。近藤さん、このケースについてお話ししていただけないでしょうか。

近藤 私たちはシェルターサポートの現場で、長年の暴力の果てに加害者を殺害してしまう女性たちの支援を随分やってまいりました。私たちの立場は「DV 殺人をしてしまう女性たちは究極の被害者」という考え方です。年間 120 人程度の女性が DV 殺人で殺されている。しかし、それだけではないわけです。自ら死を選ぶ方とか、子供と母子心中する方、それから「病院に行くな」とか、「おまえなんかに金掛けられるか」と言われて、いろんな疾病を抱えていても病院に行くことができずに衰弱死、病死、変死する方もいる。そういう方々も含めると、DV 殺人の被害者は膨大な数になると思います。たくさんの被害者の中で、やむにやまれず相手を殺害する人たちがいる。それで、女性たちは殺されても被害者だし、殺しても被害者となるというのが、私たち現場のサポーターの実感です。

先ほど小島さんが言及されたケースも、典型的な DV 事案でした。彼女は母子 3 人で暮らしていたのですが、加害者が現れて、押し掛け同棲という形で一緒に暮らし始めました。一緒に暮らし始めた日からすさまじい暴力が始まり、彼女はその暴力の明け暮れの中で重いつつ症状を呈して、会社を辞めざるを得なくなるのです。それで、生活保護を受けながら病院に通うような日々になる。そうすると今度は、生活保護も全部彼が持っていきますし、彼は傷害の前科のある暴力団関係の人間だったのですけれども、舎弟と称する若い男たちを家に連れてきては、

「おまえたちが逃げようと思ったり、訴えるなんてことがあったりしたら、こいつらと一緒におまえたちをシャブ漬けにして、コンクリート詰めにして海に沈めてやる」と、実際に暴力を振るいながら脅迫するわけです。そうすると彼女たちは、この男なら本当にそうする、と思い込んだ。多くのDV被害者がそういった一種の心的な拘禁状態に置かれてしまうのです。どんなに力のある方であっても、どんなに意欲や能力のある方であっても、暴力と脅迫の下、がんじがらめの日々たたき込まれてしまうと、一歩踏み出すことがなかなかできなくなる。

そういう日々を暮らしているうちに、2人のお子さんも暴力を受けるのです。下のお子さんは誰かに訴えたりすることがなかなかできなかったのですが、我慢の限度が来て、学校の先生に訴える。そこで、そのお子さんが通っていた学校は大変速やかな、的確な対応をしてくれました。すぐに児童相談所や警察や関係機関と連携を取って、そのお子さんを安全な養護施設に保護して、お母さんと呼ぶのです。そして、お母さんに「今日家に帰ってお子さんがいないということなれば、あの男は何をするかわからない。こういう所がある、ああいう所がある。すぐに逃げなさい。」と情報提供する。ところがお母さんは、それまでも加害者は自分の子供を児童施設に入れて、何度も反省したふりをして連れ出しては虐待を繰り返していたので、どんな児童相談所に連れていかれても、どんな養護施設に連れていかれても子供が見つかる、と思うのです。

それから、自分たちが指図して逃がしたことがわかったら、半死半生の目に遭わされる、困る、と最初に思ったらしくて、「やめてくれ」と学校に訴えたりするのです。それで、彼女は家に帰って、上の息子さんと相談して、「あいつの息の根を止めるしかない」と言うのです。それで、お母さんがやるのだったら、僕も手伝うと、その息子さんが言う。とにかく、彼が逆上しないように、自分が飲んでいて安定剤とか睡眠導入剤を、ご飯とか水とかみそ汁、お酒に入れるのです。で、寝込んだ時に、彼女は相手の胸や腹部を刺すのです。けれどもその男の体がそこにあることが怖かった。そして、2人で近くの畑に遺体を捨てるのです。それで、殺人と遺体遺棄という二つの罪に問われて捕まるわけです。

私たちは、ドメスティック・バイオレンスの被害者がそういう状況に陥りやすい、それからそういう加害者になりやすいことをよく知っています。私たちもその時に、なぜ彼女がそういう行為に及んだのか、それまでの長い間の加害者からの執拗な暴力と脅迫、つまりドメスティック・バイオレンスという犯罪の構造自体を裁判所できちんと明らかにしてもらいたいと、意見書を書いていただいたりしました。お母さんに実刑判決が出ましたが、判決文の中ではドメスティック・バイオレンスという犯罪の構造が明らかになっていなかったのです。私たちは抗告したわけです。

確かに男の加害性は同情に値する。しかし、眠らせて男が動けなくなったという状況で、明らかな殺意の下に相手を殺害した。その責任は問われなければならない ― という判決内容でした。その女性当事者は、たとえ20年でも30年でも、自分が相手を殺してしまったことの責任は何としても引き受けたい、そのことについての罪は償いたい、といつもおっしゃっていました。だから、刑務所に入ることについては、例え終身刑でも私は甘んじて受ける、と。ただ、私がなぜ相手を殺害しなければならなかったか、なぜこういう行為に及ばなければならなかったかということについて、社会や裁判所にわかってもらいたい。そういうことを一貫して主張していらした。DV殺人加害者になった女性たちはそういう方が大半だと思うのです。もちろん、

人をあやめたということについての責任は絶対には取らなくてはならない。でも、なぜそのような犯罪が起こったかということについて、裁判所は新しいスタンダードを持ち込むべきだと思っています。

蔵田 小島さん、よろしいでしょうか。それでは小西さんから、近藤さん、小島さんにご質問、ご意見などございますか。

小西 今の問題はとても難しいので、それにかかわって私の意見を申し述べ、また小島さんの意見を伺いたいと思うのです。

心理的に了解できるというのと責任の問題というのはやはり別だし、別にしないと加害者の問題もよくわからなくなってしまうと私は思います。具体的な例で言うと、ある方が会社の仕事ですごく忙しくなり、うつ状態になった。その上、妻も家のこととは違う心配事が外にできて、家事を全然しなくなった。そういうことが重なって、自分もイライラして感情のコントロールができなくなり、暴力が始まった。そういうケースがありました。加害者本人に聞けば、「うつでなかったら、こうはしなかったかもしれない」し、気持ちも落ち込んで「自分は死ぬかもしれない。死んだ方がいいかもしれない」と思っている時に、妻が1時間ずっと愚痴を言い続ける、そんなふうだから暴力を振るってしまった、と言うと思います。

心理的には確かに、納得できる話です。その時、確かに気分は悪いでしょう。しかし、気分は悪いけれども、相手を殴るという選択肢もあれば、「そういうのはつらい」と相手に言うという選択肢もあれば、医者に行くという選択肢もあるわけです。そういう中で殴るという選択肢を採ることそのものは、やはり本人である夫の責任だと私は思います。だから、DV 防止というのは、夫婦仲よくすることではなくて、むしろ葛藤そのものについて暴力的に扱わないということだと考えています。

残念なことに人間は、弱者だからといっていい人である、無害な人間であるとは限りません。例えばDVの被害者が子供に虐待をしていることもありますし、DVの家庭で母親が子供に身体的な暴力を加え、その暴力を加えられた息子が養護施設に入り、今度はその子が周りの子供たちに危害を加えることも、よくあるわけです。そういう意味では、被害を受けている人も人に被害を与える可能性がある。しかし逆にそういう状況に怒る被害者の方もいます。実際に「私はこんな大変な目に遭ったのに、誰にも危害を加えたり、人に迷惑を掛けたりせず、すごく苦しい思いをしてまでカウンセリングに来ている。お金を払って来ている。なのに、人を殺しても何も責任を問われない人もいるわけ？」と怒る被害者の人もいます。ここにもやはり、選択肢があると思うのです。もちろん、その選択肢はすごく狭い範囲ですが。

それから、ひどい暴力と脅しを長いこと受けて閉鎖的な環境にいと、人の認知はゆがみます。この人の言ったことについて反論できる、逃げられることなんてあり得ないと本当に思い込む。つまり認識が変わります。その中では合理的な判断ができない。けれども、そうなった時にも、まだ少ないけれども選択肢があるかもしれません。そういう点では、常に責任はある。加害についての責任は、暴力を選択する人にある。ただし、その人の経験を理解すれば、簡単にそれを責めることはできない。そういうことは自分にも起こり得るということは当然知らなくては

いけません。けれども、そういうことが全部わかった上で、やはり加害の責任は加害者本人にあるのではないかと。私はそう思うことが結構多いのです。そうでないと、パワーの差があって起きてくる暴力に対する理屈を一貫させることができないと感じます。この辺は小島先生が専門でしょうから、ちょっと聞いてみたいと思います。

小島 殺人事件で、ドメスティック・バイオレンスの被害者がPTSDを発症しており、刑事責任がないと主張されることがある。また正当防衛にあたると主張されることもあります。弁護士も支援の方も被害者側に立って一生懸命やっというに敬意を表したいと思います。しかし、責任を取らなければならない場面がやはりあるのではないかと。DVの被害者がいつも被害者であるわけではなく、加害者になったり、被害者になったりすることがある。責任を取らないということは、結局、当事者性がないということに等しいのではないかと。市民社会の一員でない、責任を取る自由がない人間ということになりはしないかと。本当にそれでいいのだろうか。家族のなかでは、それぞれの立場でそれぞれの状況の中で暴力にかかわっていることをリアルに見つめて、そこで取るべき責任を取る。正当防衛として違法性が阻却されることにはならないけれども、責任の有無・程度のレベルで考慮する。本人自身も、この社会に生きている人間として取るべき責任を取りたいのではないかと。

2008年の4月に渋谷のバラバラ事件についてPTSDという鑑定がそろったのに、裁判所は有責だということで懲役15年という判断をして、話題になりました。この種の事件では「責任能力がない」という判決は今までほとんどありません。その時に彼女が「控訴するかどうか考えたい」と言った、という報道を耳にしました。この人はそういうことをやってしまったわけだけれども、事件後に自分は一体何をやってしまったのだろうと後悔して、責任を取らなければいけない、と思ったのではないかと思います。

ところで、加害者は逮捕して、ずっと刑務所に入れておけばいい、という人がいるのですが、加害者であったとしても、共に同じ社会の中で社会の一員として生きていかなければならない。保護命令などを取るときも考えてしまいます。保護命令を取ると、すぐに警察に連絡がいきます。各県内の警察署全部に連絡がいく状況になります。すると相手はなぜ保護命令を出したのだと、話がこじれてしまうことがあるのです。加害者が学校の先生や、県や市役所の公務員だったりすると、加害者にとって「致命傷」になることもあります。

お互いに、同じ社会の一員として取るべき責任を取る。例えば、DVの加害者に離婚をしてもらう、親権を渡してもらい、養育費を払ってもらい、そして慰謝料を払ってもらい。面接交渉についても決めなければならない。もちろん被害者の生命・身体の安全確保が第一なのですが、それだけで終わらない現実がある。加害者にも責任を取ってもらい、その上で、関係を結び直すことが必要なのではないかと考えています。

蔵田 市民社会、個人、責任とは何なのかという問題になりましたが、この問題はかなり複雑な、難しい問題をはらんでいると思います。

それでは、お三方の間のやりとりが終わりましたので、フロアとの質疑に入りたいと思います。三人に対してでも結構ですし、お三方のどなたかに対してでも結構ですが、ご質問、ご意見な

どがあればお受けします。

質問者 A・男性 近藤さんに伺います。ここ数年の動きで、昨年つくばみらい市の事件で表面化したような、いわゆる DV へのバックラッシュが現場に及ぼしている影響などはありますか。

これは小島先生の分野にもなるのですが、女性センターと地方行政の関係や、DV 関係の弁護士業務の妨害の増加が報告されています。また児童虐待関係では、通告した医師や病院への抗議がネット上で呼び掛けられるなど、気掛かりなことがあります。

近藤 DV バックラッシュがないわけではありません。私たちが一番注目しているのは司法の現場で、後ろ向きの動きが懸念されています。まず保護命令を出し渋る裁判所が増えてきました。特に入り口で、裁判所や書記官や相談員の中に、こういう条件だとなかなか難しいから事を荒立てないで、取りあえず調停の方を先にやったらどうですかと、申請自体を押し戻す動きがあります。それから、相手呼んで審尋して事を荒立てるより、ここで取り下げたらどうですか、と裁判官自身を取り下げを強要するということがある。

さらに、例えば接近禁止命令が出た。そうすると、相手がそれを不服として抗告した場合に、抗告した加害者側の言い分を丁寧な証拠調べもせずにそのまま受け止めて、加害者がこう言っているのだから、と命令を却下するというケースもありました。

一つ具体的にお話をいたします。大変な暴力の末にお嬢さん2人と逃げてきた当事者がシェルターを出て、接近禁止命令と、子供と自分に対する保護命令を取ろうとしました。実際に一度、それは出たのです。ところが保護命令が出たことに逆上した男が、友人を使って新しい住所を調べて、その居住先に押し掛けて「おまえだけ、ちょっと来い」と、女性を近くのガソリンスタンドまで連れて行って、そこで殴る蹴るの暴行を加えたのです。歯が折れて、顔が変形した。そのガソリンスタンドの従業員や通りかかった人がパトカーを呼んで、パトカーが来て、現場で彼は暴行ということで取り押さえられたのですが、その間に、友人が2人の子供を拉致したのです。そういうことをしながら、その男は抗告したのです。接近禁止命令は不当だ、と。その理由は——あの女とはとにかく、これから一緒に暮らしていこうなんていう未練も何もない。ただ、子供だけが心配だった。今は子供を無事に自分の手元に連れてきたから、もう絶対にあの女に会うことはない。だから接近禁止命令を解け——という内容です。そうしたら裁判官が、相手はこう言っているし、実際にあなたに近付く理由はもうなくなったのだから、接近禁止命令を出す必要はなくなった、と接近禁止命令を却下したのです。こういうことが実際に起こっていることを私は深く憂慮しているのです。何のための保護命令なのだと思います。保護命令が出ていてもなおかつ、そういう危険な目に遭うわけですから。危険な目に遭わせた男を保護命令違反で逮捕する前にそういう結論を出すことが、納得できない。当事者が安全に逃げるためだけの保護命令制度を使うのにもおびえなければならないという状況がある。

それからもう一つ、地方の自治体の行政の窓口や、男女共同参画センターといったところでのバックラッシュは、先ほど質問者の方がおっしゃったように、つくばみらい市でもありました。私たちの仲間の平川和子さんがDVセミナーの講師として呼ばれることになっていたのですが、「無理やり妻と夫を別れさせて、子供をひどい目に遭わせるDV防止法は悪法であって、そうい

う法の下に支援を続けている民間団体の言うことなんか聞いてはならない」という抗議が、つくばみらい市に直接寄せられました。それで、もし現場で混乱が起こったら困るので、「今回のセミナーはやめにしてください」と、そのDVセミナー自体が中止になったことがありました。これについては私たちも、全国女性シェルターネットで院内集会とか意見交換会をやり、こういったことに自治体が毅然として対応する、それからDV施策をきちんと実施していく上でこういった妨害に屈しないように、と関係の省庁に申し入れをしました。その後、そういう事件は起こっておりませんが、じわじわと「DV、DV といって被害者の肩ばかり持って、実際に家庭が壊れて、家も追い出されて、子供にも会えなくなった男たちの人権をどうしてくれるのだ」という動きは、いろいろなところで出てきています。それは先ほど小西さんや小島さんがおっしゃったように、市民生活の最低限のルールをそれぞれ個人として守りながら、よりよい社会を形成するための施策を進めていく上で、こういった動きに対して具体的にどう対処していくのか。それが問われてくる問題だろうと思います。

私自身は、DV バックラッシュは起こるべくして起こったのだと思います。ドメスティック・バイオレンスという犯罪自体がジェンダーの構造の中から生まれ落ちてくる犯罪なので、男性と女性が個人として対等に尊重される社会の基盤ができあがらない限り、いつまでもこういった問題が起こり続けるのではないかと思います。当事者、支援者、それから関係するたくさんの方々とご一緒に、力を合わせてそれに立ち向かっていきたいというのが私たちの立場です。

それに付随して少しお話ししたいと思うことがあります。確かにやむなく殺人を犯してしまうような当事者が、自ら責任を取りながら自分の再出発を果たしていくのは大変なことです。しかし加害者はなぜ不処罰なのか。なぜここまで加害者が放任され続けてきているのでしょうか。加害者には医師や弁護士や学校の先生も多いのです。どんなに社会的な地位が高くても——むしろ社会的な地位や財産、財力や権力があるからこそ彼らは暴力を振るうわけですが——そういった加害者が野放しにされている限り、どこまでもこの問題のゴールは見えない。ですから、一人一人が自分が犯したことについて責任を取るというルールは、加害者にこそ厳重に適用してもらいたいと思います。

小島 DV 防止法の保護命令は画期的で、今までの法制度にないものでした。生命・身体に対して危害が及ぶおそれがあれば、妻であっても6カ月間接近してはならない。あなたが借りている家だろうと、あなたの家だろうと、とにかく2週間は退去せよと。こういう命令を裁判所が約10日間で出すという制度です。2004年の改正で2週間が2カ月になりました。

接近禁止命令について言えば、先ほどの子供に会わせるという話がありましたが、子供を連れていかれてしまうのではないかと、子供を拉致されてしまうのではないかとというのは被害女性にとって死活問題なのです。被害女性は夫との関係以上に、子供さんと引き離されることに恐怖感を持っていて、逃げる時は子供と一緒に、と思っているのです。加害者は子供との面会を口実に被害者に接近してきます。そこで、2004年には子供に対する接近禁止命令も一緒に発令できるようになりました。

どちらが子供を監護するかということについては、本来家庭裁判所の審判で決めるべき事柄です。DV のケースでは、別居の時に子供がどちらに住むのかは、家庭裁判所が迅速に決めなけ

ればならないと思いますが、家庭裁判所はテンポが遅い。逃げようと思うとき、間に合わないのです。子供への接近禁止命令というのは、家庭裁判所が数カ月かかってもなかなかできなかったことを、地方裁判所がとにかく DV だからということで、約 10 日間で出すという制度です。これはインパクトが大きい制度であり、保護命令の申し立て件数が増えました。

一方、2 週間の退去命令が 2 カ月になったのですが、実際のところ 2 カ月間も退去せよとはなかなか言えない。暴力を振るっただから出ていってもらわなければ困るというのはわかる。しかし、妻の方はシェルターがあるけれども、夫に出ていけと言うと、夫がホームレスになってしまう場合もある。これはまさに人権アプローチと福祉アプローチの話なのですが、ニーズというのは加害者にも被害者にもあるわけです。どこかで生きていかなければならない。住むところなくなるのは困る。そういうことを裁判所の方が考えてしまって、退去命令が出しにくくなっている。せっかく法律が改正されても使いにくくなっている。

また、DV の犯罪化は重要です。ただ、加害者が逮捕されてしまうと、日本では加害者の受ける社会的ダメージが大きい。例えば、大学の先生が保護命令で逮捕されたら、多分新聞に載ってしまうと思います。日本の場合、逮捕されるということは、その後の 10 日間とか 20 日間の拘留もセットです。殺人犯でも、逮捕されたらすぐ保釈で出てこられるアメリカのような国とは違います。相手のことも配慮してやらなければならない。相手方には早く離婚してもらいたいし、生活力があるなら、養育費を 5 万なり 10 万なりきちんと払ってもらわなければならない。相手のことも多少配慮して動かなければならない。もちろん危険なケースもあって、そういう時には断固たる処置を取らなければなりません。けれどもドメスティック・バイオレンスといってもさまざまです。暴力といっても、ちょっと引っ張ったり蹴飛ばしたりする暴力から、生命に危険がある暴力まであり、暴力の程度や相手方の職業などによって保護命令を求めるかどうか考えます。夫、父を警察に突き出すことはなかなかできないでしょうが、保護命令だと民事事件ですから、警察にいきなり行くよりも敷居が低くなります。そこが保護命令の妙味だと思います。最近年間約 3000 件ぐらいまで保護命令が出るような状況になっている。

けれども、裁判所の方としては「本当に子供の接近禁止命令を出してしまって、6 カ月会うな、と言ってしまってよいのだろうか、これは本当に子の福祉にかなうのだろうか、この人の暴力はどの程度か」と少しずつ考えるようになってきている。だんだん制度の状況がわかってきて、加害者、被害者の状況が見えてきて、その中で少しずつ法の適用が研ぎ澄まされている。けれども、ニーズに応える政治がきちんとされていないから法の適用がゆがんでしまっている。

例えばシェルターについてもニーズに応えることができていない。私は仙台で民間シェルターの顧問をやっているのですが、その活動拠点だった建物が古くなり、そこを出なければならなくなってしまった。しかし、賃料がどこからも出ない。市から補助金が出るのですが、みんなが活動した交通費とか、支援費用にしか出せないことになっている。財政出動するなり、ニーズに応えるような政治が求められていると思います。

質問者 B・男性 素朴な質問なのですが、3 人の先生に聞きたいと思います。

男性と女性が出会った時、あるいは結婚した時も愛しい思いを持っていると思うのですが、こうした事件が起きる原因は、根本的にどういうところにあるとお考えですか。

小西 お答えになるかどうか分からないのですが、心理学的に言うとは、誰かのことを好きになるということは不安を抱え込むことです。自分ではない者と安定的な関係を持ちたいと思うことは、根本的に矛盾していると思います。相手は自分ではないのだから、相手が自分をどう思うかわからない。だから、素朴に心理学的なレベルにとどまって考えると、人を愛することとは、子供を愛することを含めて、人の不安の上に成り立っていると私は思います。それで、愛情を感じることに不安を感じることは盾の両面であって、そういうことを受容することが、安定して愛することの条件、資格なのだと思うのです。だから、私たちは自分の気に沿わないけど相手がそう思っているからとか、そういうことを普通に考えるわけです。例えば、自分が全然関心を持たない人、利害関係がない人がどう考えようと、つまりそういう人が「今日はカレーライスが食べたい」と言ったって、「私はカレーじゃなくて、せっかくここに来たのだからウニが食べたい」と私が思えば、ウニを食べますよね。でも、もし家族が一緒に来ていて、家族が「〇〇を食べたい」と言ったら、(家族の言ったことを)やはり考えると思います。そういう不安にちゃんと耐えて、受容して、その上で自分の感情も表出していけることが、安定した、愛情を持った関係を保ってやっていく上では大事だと思うのです。けれどもそれはすごく難しいことです。非常に不安定な関係にある人との間で、そういう不安を相手にぶつけずに、しかもコミュニケーションスキルを持って2人の間に起きる葛藤を解決していくことが要求される。そうだとしたら、愛し合っている人が2人で一緒に住んでいくことは何て難しいことだろうと、私はよく思うのです。

近藤 今のご質問で思い出したことがあるのですが、東京の方で起こった事件だったと思います。若い男性が見ず知らずの女性を自宅に引き込んで、殺害してバラバラにしたという事件がありましたよね。あの時に、殺意を聞かれた加害者の男性が、自分の思い通りになる女性、自分の意見を百パーセント聞いてくれる女性が欲しかった、と答えたというのを新聞記事で見たのです。ドメスティック・バイオレンスの加害者の心理や言動は、これに尽きると思うのです。つまり、誰かが他者と一緒に生活していくことは至難の業と小西さんがおっしゃいましたが、そういう関係性でどう努力していくかを考えることなく、とにかく自分の言うことを聞いてくれる相手、自分の意のままになる他者を支配/コントロールすることが加害者の望みである。そういう人と一緒になると、片方がどんなふうに共同生活を営んでいこうと思っても、そもそもそれは無駄なこと。そういう言動をこの社会全体が社会的にも、文化的にも、歴史的にも容認してきた結果、つまり男は自分の好きなようにしていいと容認してきた結果、加害者もこういう意識を内面化して、それを具体的な行動に移したということではないかと思うのです。

私たちのところにいらっしゃる方に物語を伺うと、ものすごく熱烈なラブレターが届いて、世界中でこんなに私を誠実に愛してくれるのはこの人しかいないと思って結婚した、という方が多いのです。あれよあれよという間に、結婚式も挙げて、一緒に暮らして子供もできたと。ところが「どんなときに暴力が始まりましたか」と伺うと、籍を入れた日とか、結婚式が終わって新居に落ち着いた時、それから第一子の妊娠がわかった時と。つまり、加害者が「この女はおれのものだ」「おれの所有物だ」「これからおれのいいようにしていいのだ」と思った日から暴力が始まるということがわかったのです。もちろん、すべてのケースがそうではない。けれどもそ

いうことを特徴的に、わかりやすく示したのが、さっきの事件の男の言動ではなかったかと思うのです。

私自身も、制度としての結婚が男女の仲を不幸にしていると思っています。愛情の表現として、それから生涯を共にする、あるいはある程度の時間を一緒に暮らす相手としてパートナーを選び合うというのは当然のことだと思います。けれども、それが結婚制度として登録された時から、夫になった男性が、家の責任をおれは引き受けなくてはいけないとか、こうやっておれは稼いでいるのだから言うことを聞けとか、ということになってしまう。

この社会の中では女性の経済的な自立がとても難しく、今、ワーキングプアとかいろいろ言われているけれども、女性たちは昔から仕事場なんかなかったし、正職員で採用される人なんかいなかったし、そういう人の6割だか8割の人が労働基準法に定められている最低基準以下で酷使されてきた。そういう中で、母子世帯になったり、DVを受けてシングルマザーになったりすると、これも内閣府の調査ですけども、手取り15万円以下で暮らしている人が3分の2以上で、すべてのDVシングルマザーの平均収入を計算すると、12万何千円なのです。12万何千円で子供と一緒に生きていくことは、大変なことだし、むしろできないと思います。そうすると、当然子供を大学に行かせたり、自分が社会的に自立するための投資をしたりすることができなくなるわけですから、ますます大変なところに追い込まれていく。そういうことがわかっていたら、時々殴られたり蹴られたりして暴言を吐かれても、とにかくこの男の機嫌さえ取っていれば子供を大学にやれるとか思っているうちに、深刻な事態に至ってしまう女性もたくさんいると思うのです。

だから、DVの原因は、そういう構造的な問題、それから長年培われてきた、性差別的な意識、慣習、制度の運用などそのすべてだと、私はあらためて思います。

小西 ちょっと言葉が足りなかったのですが、誤解があるといけないので補足します。私は被害者の方の心理として語ったわけではありません。加害者の方の心理として、要するに支配が愛だと思っている人がとてもたくさんいるので、本当は不安なものですよ、と言いたかったのです。それは誤解のないようにお願いします。

例えば若い人、10代の男の子なんかでも、相手をどれだけ支配するかということが愛していることだと思っている人がいて、それがDVの温床になっています。女性にもありますが、例えば百パーセント支配して、携帯で1時間ごとにメールして、どこにいるか確認して、ほかの人と話させないようにして、「こんなに愛してるのよ」とお互いに言っていることがありますが、それは愛とは言わない、ということが言いたかったのです。

小島 これはドメスティック・バイオレンスの究極原因は何かということになると思います。私の考えですが、当事者の間には権力関係の非対称がある。閉ざされた空間の中でいじめ、嫌がらせ、相手を痛めつける、いろんなことをするわけです。故意か過失か知りませんが、とにかくやる。それでも被害者は離婚してこの人と別れた後、どうなるのかしらと、関係が深まるにつれてだんだん輪の中に入り込んでいくわけです。籍を入れるのも一つのきっかけになるし、子供が生まれたり、仕事を辞めたり、自分の面倒を見てもらっていた親が死んだりという状況

でも、そこからなかなか出られなくなる。ますます経済力の差が開いてくることになり、そういう状況の中で多少いじめ、嫌がらせをしても、相手への反撃ができなくなる。反撃が来ない状況で暴力を振るっている、だから卑劣で、卑怯なことだと思うのです。ただ「人を殺すな」とか、「人を殴るな」という話ではなくて、二人の利害関係において、一方が不当な扱いをされても反撃できない状況になっている中で、権力の乱用が起きる。乱用というと故意に近い言い方になるのですが、それがドメスティック・バイオレンスではないか。しかも、同性間でも異性間でも、性的な関係をメインとするところで生じるという特色があるのです。

そしてもちろん、恋人や、出会ってからその途中で婚約して、だんだん関係が深まっていった、結婚直前とか、それから籍に入ってしまった、子供ができて、別れる時も別居からということで、事態としてはなだらかに移っていくわけです。当事者の関係の濃淡でいくと、こういうふうに入り口から出口まである。その状況次第でお互いの利益状況は変わっていくわけです。結婚寸前なのか、付き合ったばかりなのか。付き合ったばかりと結婚寸前では輪の中への入り方が違ってきます。もちろん最初に出会ってから最後まで全部フォローしなければいけないけれども、一番身動きが取れない状況になっているであろう夫婦関係、事実婚、同居……、生活まで丸抱えで一緒になってしまっていて出るに出不る状況に、とりあえず焦点を当てようではないかというのが多分、DV 防止法の目指したことではないかと思います。

質問者 C・女性 いろいろためになる話を、本当にありがとうございました。

被害者が責任を取らなくてはいけない部分もあるという話の中で、近藤先生は、加害者が責任を取るという場面が、刑事罰を含めて設定されていない、ということを言われていたのですが、日本では現在、DV に刑事罰を与える場合には刑法の暴行とか、傷害とか、脅迫に当たらないと処罰ができないことになっていて、その敷居はかなり高いという印象を受けています。小島先生のお話によると、だからといって必ずしも刑事罰を科すのがよいわけでないケースもあるということでした。では、その中で加害者に責任を取らせるために、刑罰的な構成要件をどういうふうに構成するかはかなり難しいと思うのです。そこで DV そのものを処罰するような条文を刑法に作ることに先生方はどう思われるか、伺いたいです。また、作った方がいいのではないかと思います。日本でするのがなかなか実現しないのはどういう理由からなのか。ご意見を聞かせていただければと思います。

近藤 現場では私は常に、DV 加害者を逮捕して、暴行であれ、傷害であれ、殺人未遂であれ、強姦であれ、とにかくそれは犯罪なのだから、その場できちんと警察が積極的に介入して、その罪を判断するのが当たり前、と言うのです。当事者の方々からしてみると、それでも済まないわけです。繰り返し、繰り返し継続して起こる犯罪であるという DV の特徴からすると、重罪規定が必要。単なる暴行とか、単なる傷害ではなくて、それが何度も何度も繰り返されてきた犯罪であれば余計なこと、加重の処罰が必要なのではないか。そうだとすると、今ある刑法上のさまざまな処罰規定を使うというよりは、むしろ DV 罪というものを、新たな枠で新設するということでしょうか……。つまり、これとこれは DV 罪に当たる。こういう関係性で、こういう支配、権力関係があって、こういう状況で起こったら、これは DV 罪に当たるという、新た

な法の枠組みが必要ではないかという考え方があるのです。

もう片方では、DV も、セクハラも、レイプも、この社会の中では不処罰だという事実がある。デート DV の犯罪の被害者になった方だって、学校に行けなくなったり、仕事に就けなくなったり、生涯にわたるダメージを負わなければならない。こういうことについて誰も責任を取らないのは、あまりにもおかし過ぎる。そうだとすると、女性に対する性暴力というジェンダー犯罪としての DV を、大きな性暴力禁止法というふうな枠組みで処罰する。スウェーデンはたしか、女性の安全を守る法律がありますよね。そういう法律を新たに作って、基本を作った中で、職場で起こる性暴力犯罪であるセクシュアルハラスメントについてはこう、親密な関係で起こるドメスティック・バイオレンスの犯罪についてはこう、という法律の枠組みを作るのはどうだろうかと考えています。

とにかく新たな処罰法が必要だというのは疑いのない状況であって、それをどんなふうに作っていくかということが、現場の女たちの大きな課題になっているという状況です。

小島 これは、個人的な意見ということで聞いていただきたいのですが。

現在、犯罪としては暴行罪、傷害罪、脅迫罪、侮辱罪……犯罪の類型としては、たくさんあるのです。暴行罪は2年以下の懲役です。傷害罪も上限は懲役15年で相当重い。それから、暴行罪の暴行に該当する行為は、相当広がっているのです。相手方に塩を投げつけるのも暴行に当たる。その上で、犯罪として一定の定義をして、例えば家庭や家族といった、DV 防止法が対象とする当事者間において発生した暴行罪、傷害罪等について犯罪を新たに類型化することは、教育的効果はあるだろう。しかしそのことが今、この問題に対して一番求められていることなのか。

重罪化することについても、教育的効果はあると思いますが、暴行で5年とか法定刑の上限だけ上げても、実際問題の適用としてはどうなのか。それが今、焦眉の課題かしらと。それについてはもう少し考える必要があると思います。

DV 被害と言っても、さまざまな態様がある。殴る蹴るなど身体的暴力だけでなく、さまざまな嫌がらせが日々自分たちの日常と紙一重の状況で広がっている。そういう裾野をしっかりと見据えた上で対策を講じていかなくてはいけない。そのためには、日々の生活、生活再建を考えていかなければならないのではないかと、私は思っております。

小西 私は専門家ではないので法的な問題については、言いにくいのですが、家庭の外で起こっているなら逮捕されるけれども、家庭の中なら逮捕されないというのはおかしいと率直に思います。ただ、実効という点から言うと、今、暴行で初犯の人が逮捕されて、刑務所に行く確率はほぼゼロです。そうだとすると、実際何が起こってくるか。夫から殴られたとします。証拠もあって逮捕されたとしても、警察に連れていかれて、留置場に一晚寝たという夫が、カンカンになってすぐに戻ってくる。すぐには来ないかもしれないけれども、例えば20日で戻ってきたとしたら、さっきの再会したら危ないというケースになってしまうわけです。そうすると、今の刑法の体系のままでやっても…。今だって逮捕されるケースはあるけれども、何年も入っているようなDVの加害者なんかいません。殺人とか、そうなれば別ですよ。でも処罰や安全

ということを考えるなら、今の刑法に載せて裁いても、ちっともいいことはないかもしれないのです。

もし、その人によってほしい、責任を取ってほしいということなら、これは教育命令——刑務所に行く代わりに、強制的に教育を受ける。そして、そうでなければ刑務所に行かせる——という形にできないとだめだと思うのです。

ただ、これもあまり楽観的になれないのは、強制が付いていない更生教育には、ほとんどの加害者が乗らないと思うからです。だって、自分が悪いと思っている人はすごく少ないのですから。でも、強制を付けても、DVの改善率はそれほど高くないでしょう。暴力行為の改善率は、最良のプログラムをやってもアルコール依存のプログラムと同程度で、25%ぐらいだと言われています。つまり、4人に1人しか暴力が治まらないということを前提としてやっていかなくてはいけない。でも、建設的なことをやるのだったら、刑法の中で強制も付けて、かつ教育して、というシステムを作らないとだめなのではないかと思います。しかも必ずしもコストパフォーマンスはよくないことも念頭に置きつつ、考えていかなくてはいけない。それを覚悟してやっていくことになるのだらうと思います。

質問者 D・男性 貴重なお話をありがとうございました。

児童虐待で一時期、早期の結婚、年の若い結婚と関係があるのではないかと、加害者の親子連鎖が問題になりましたけれども、DVにもそういうのがあるのでしょうか。それから、DV防止の教育を小学校からやるべきではないかと思うのですが、いかかでしょうか。

小西 DVの連鎖についてまずお答えしようと思います。

虐待と同じように「連鎖」という言葉を使うのは不正確だと思います。正確に言うと、DV家庭に育った人が自分の家庭を持ったときに加害者になる確率は、相対的に増えます。それから、虐待を受けた人が家庭を持ったときに、DVの被害者になる確率も増えます。こういうことは実証されていると思います。ただしそれは、ある個人の因果として必ずそういうことが起こることではありません。確率が増えるということは、DVのある家庭に育っても、家庭を持った時にDVをしない人もいれば、逆にそういうものがない家庭に育ったのにDVをする人もあるということです。個人というレベルで言えば、運命論的に決まっているわけではない、ということをおきたいと思います。

ある個人が生きている時には、たくさんの要因が重なっているわけです。それらの一つ一つが影響を与えていると思いますし、どれだけの調査をしても、すべてが測り切れるわけではありません。「連鎖」ということは、そういう中で言われているということは知っておいていただきたいと思います。でもおそらく、虐待やDVをなくすと、社会全体としては犯罪がすごく減る。それは当然、あると思います。

小島 教育はとても大事だと思います。小学校で教育するということは、結構インパクトがあると思います。「これ、うちの事件だわ」とか、自分の家が今どういう状況になっているかに子供自身が気付いたりすることもあると思います。中学生で、性的虐待を受けていたことをカミン

グアウトして損害賠償を請求したケースがあったのですが、それはお母さんの交際相手から数年の間、性的虐待を受けていたというケースだったのです。なぜ、彼女がそれを母親に言う気になったかという、学校の性教育で妊娠するおそれがあるということがわかって、これはとんでもないことになる、黙ってはいけな。それで母親に告白して、事件が明るみに出て、相手に責任を取ってもらった。このようなことがありました。

近藤 全国女性シェルターネットでつい先だって、シェルターにお入りになった女性たちに、子供たちが重複した性暴力被害を受けていないかどうか調査したのです。そうすると、かなりの確率で、女兒たちが実父からの性暴力被害を受けていたことがわかったのです。全体からすると子供たちの6%ぐらいに性暴力被害者がいて、なおかつ10代以下の幼い時に性暴力被害を受けた子供たちが多く、なおかつ加害者は実父が96%という数字が出ました。これは先ほどのご質問とはちょっと関連付けられないかもしれませんが、状況が悪くなればなるほど、当事者はさまざまな暴力被害に重層して遭いやすいということは言えると思うのです。

確かに、DV被害を受けて離婚した、それから自立しても生活が苦しかったということが重なっていけばいくほど、豊かな生活を手に入れることは難しくなります。その中で健康な心身がさらに損なわれていくことがありますから、虐待の連鎖のようなことは多くあるのかもしれない。

ただ私もたくさんのケースをご一緒してきて、DV家庭に生まれたからDV夫になる、DV家庭で育ったからDV被害者になると、一言で言うことは絶対にできないと思います。さまざまな要因が個人の人生に作用を及ぼしつつ、さまざまな社会の影響、さまざまな要素が複合的に関係し合ってその人の一生を作っていくと思うのです。

ただ、幼い時からDV被害を受けた、あるいは暴力的な環境に育った子供たちの回復支援については、長い時間がかかるし、たくさんの配慮や人的なケアが必要なのです。深刻で長期にわたる大変な被害から子供たちは回復していかなければならない。けれども、その回復を支援する手だてはこの社会の中ではまだ希薄だし、未成熟だと私は思っています。そういうサポートの不足から、さらなる被害に遭う子供たちが続出していることは、間違いないと思います。

それから、DV教育については諸外国でもやっているように、保育園、小学校、高等学校と子供たちの大きくなっていくレベルに応じて必要な反暴力教育、男女平等教育、性教育が、徹底してカリキュラム化される必要があると私は思います。今、暴力を振るっているおじさんたちを何とかするよりも、これから暴力によらない人間関係をきちんと築いていける子供たちを社会に送り出す方が、遠いようで近いと私は思うのです。そして、学校はまた、暴力を発見しやすい場所でもあるのです。3人に1人が被害を受けているということは、3世帯に1世帯は夫が暴力を振るっている家があるということで、例えば30人の学級があれば10人は暴力世帯で生活している子供たちかもしれないわけです。そういう子供たちと日常的に向き合っている学校現場こそが、問題を解決して、それから暴力を振るわない社会を形成していくために、大きな役割をもっと果たすべきだと私は思うのです。反暴力教育、反DV教育、特にデートDVなどが問題になっていますので、むしろ当事者、支援者の側から、こういうテキストを使ってこういう教育をしてほしいと文部科学省その他に申し入れて、具体的な実践の契機になるように、

私たちも少しずつ準備しています。

蔵田 本日はどうもありがとうございました。最後に教育の話が出ましたが、北海道大学でも、このような問題に対してどのような対処をしていくかがまさに問われているわけです。本学でこのたび応用倫理研究教育センターを設立し、その中の柱の一つとしてジェンダーを採用したということも、北海道大学としてはそのような問題について、若い世代にできる限り教育を進めていきたいという願いの表れでもあります。

私のゼミでもドメスティック・バイオレンスを扱った際に、まさに今、自分が付き合っている男性から暴力を受けているとか、あるいは自分の家庭がそうであったと学生に言われた経験があります。こういうケースが実はいかに多いのか、そしていかに若い学生がそういうことを知らないのかをいつも思い知らされています。

今回のお話にもありましたように、それぞれのケースでそれぞれの要因があると思いますので、DVの要因を一言で簡単にまとめるのは危険だと思います。しかしそこには社会的なジェンダーの問題、権力関係の問題もあると思います。あるいは、私的領域に警察などの公的な機関がなかなか介入できない、法が介入できないということもあったと思います。

本日は、超多忙なお三方にお集まりいただき、さまざまな問題についてディスカッションしていただいたことを、主催者として非常に有り難く思っております。近藤さん、小島さん、小西さん、本日は本当にありがとうございました。（拍手）